

コロナワクチンを接種できない・しない市民への支援を

田中はじめ市議代表質問⑤

田中はじめ市議は、11月議会代表質問で、ウイズコロナの生活スタイルをめざし、ワクチン接種と共に、ワクチンを接種しない、できない市民の権利保障の問題について取り上げました。

田中市議は、「今、ワクチン接種で100%安全かのような科学的と言えない状況と



田中はじめ市議員

ワクチンを打たなければ正常な社会生活が困難な事例が起きている。しかし、ワクチン接種イコール感染しないことを意味するわけではなく、周囲に感染を広げる恐れがある。従って、ワクチンを接種しない、できない人を含めた行動制限緩和の実現には、検査拡大による無症状感染者の発見が必須となる」と指摘し、上定昭仁市長に対し、「ワクチンを接種しない、できない市民の権利保障が今後のウイズコロナの時代に欠かせない施策ではないか」と質しました。

これに対し、上定市長は、「ワクチン・検査パッケージ制度の適用を受けようとする事業者は都道府県への登録が必要とされる一方、民間事業者や施設設置者などが自社のサービスについて利用者のワクチン接種履歴や検査結果を利用することは自由とされている。今後、ワクチン接種証明等の活用が見込まれるが、本市主催のイベントや本市の施設においては公平平等の観点から慎重に対応する必要があら。健康上の理由等でワクチン接種を受けられない場合については予約不要・無料の検査を県が実施に向け準備中」と答えました。

担い手ふやして農業の発展を

たちばなふみ市議一般質問⑤

たちばなふみ市議は11月議会一般質問で①島根原発再稼働問題、②女性の健康と権利、③農業施策についての3項目の質問をしました。今回は③について報告します。

一昨年からコロナ禍で農業の価値が見直され、都市の若者が移住するなど田園回帰



たちばなふみ市議員

の流れが起こる中、国の新規就農者支援策も拡充され、後継者不足や耕作放棄地を抱える地域から期待がよせられています。

たちばな市議は松江市のホームページ「就農までの道のり」に県や市の施策の紹介と共に掲載されている「心構えチェック」で厳しさが強調されていることを紹介。「農業は、その土地を保全する役割もあり、環境の保全、持続可能な松江市をつくる上で、耕作するだけでなくも価値がある。支援策と共に現在農業をしている方の魅力、松江の魅力とを一緒に発信を」とふるさとの荒れて

いく土地を何とかしたいと思ふ多様な人々が、UITターンするなど、農業に携わる人が増えるよう、定住、空き家の紹介などとあわせて窓口の一本化を」と訴えました。

森原透産業経済部長は、「農業の持っている魅力や本市の農業について発信していくことが大切であり就農への第一歩となると考える。先輩農業者からのアドバイスや研究農家の紹介などもホームページに掲載し発信する。相談あれば空き家をマッチングした事例もあり、丁寧な対応をしていく」と答弁しました。

しまね自治研第18回通常総会を開催

しまね自治研事務局長 塩治隆彦

2月6日、しまね地域自治研究所の第18回通常総会をオンラインで開催し、今年度の事業計画等を決定しました。

研究所では、一昨年から新型コロナウイルス感染拡大の下で、県民生活がどのような影響を受けているのか、「医療・福祉」「営業・雇用」など、各分野の現場をよく知る方々を講師に招いて「連続講座」を開催してきました。昨年8月には大田市で「夏の学校」を開催し、コロナ禍後の地域社会をどうするのか、一日をかけて議論も行いました。

域社会では、個人が尊重され、地域間格差をなくす地方自治の強化が必要であると考えています。そのような自治体を、住民が創り出す必要があります。「連続講座」等で明らかにされた諸課題を解決するためには、政策研究と共に、課題ごとの運動と、それらを統合する共同と連帯が必要です。

研究所の会員は、県内各地の自治体にいます。各地域の会員を核にして、地域課題を实地で研究・検討する「まち研究会」を少人数からでも気軽に取り組むことが、今後の住民運動の「種」にならないかと考えています。

原子力災害避難計画と要支援者の避難について

舟木けんじ市議一般質問⑤

舟木けんじ市議は11月議会一般質問で、原子力災害避難計画（要支援者の避難）についてとりあげました。

「令和3年5月改正の災害対策基本法により、優先度の高い避難行動要支援者の個別避難計画について、市町村が主体となり、地域の実情に応じておおむね5年程度で作成



舟木けんじ市議員

に取り組みことが定められた」と松江市ではすでに一部策定済みとされているが、進捗状況はいかがか。またその個別支援計画は地震や風水害だけでなく、原発災害にも対応するものとなっているか」と質しました。

湯町信夫福祉部長は、「個別避難計画は平成21、22年度を中心に当時の避難行動要支援者名簿に記載の約6千人の計画を作成し、その後、死亡や転居等で現在は約3千人となっている」と「災害対策基本法の改正で個別避難計画の作成が市町村の努力義務とされるところにも、国から標準様式

が示され、介護認定、障がい者手帳の交付状況や避難時の支援者情報などに加え、新たに避難場所や避難経路が追加された」と「本市では現在、個別避難計画作成の基盤として、避難行動要支援者の居住地や避難場所の情報をもとより、民生児童委員の担当地区やハザードマップなどの情報を一元管理できる新たなシステムへの更新を行っている」と「今後は地域の支援者の皆さん、福祉関係者の協力を得て、被災リスクの高い対象者の方を優先し計画的に個別避難計画を作成していく」と答弁しました。